

(仮称) 中小企業振興基本条例の制定について (答申)

平成 24 年 5 月 18 日に、貴職から当審議会への諮問を受け、調査審議した結果、産業振興施策の基本となる条例の制定に関し必要な事項について、別添のとおり答申いたします。

平成 25 年 7 月 22 日

杉 並 区 長
田 中 良 様

杉並区産業振興審議会
会 長 松島 茂

(仮称) 杉並区中小企業振興基本条例

答 申

平成 25 年 7 月
杉並区産業振興審議会

1. 諮問事項「(仮称) 中小企業振興基本条例」について

区長からの諮問事項は、「(仮称)中小企業振興基本条例の制定に関し必要な事項」となっていたが、商業や中小企業といった分類に捉われずに、農業と商業、商店街とアニメなど、様々な産業の連携を進めることによって区内産業の振興を図る、新たな視点で条例を制定する必要がある。

したがって、新たな条例は、中小企業だけを対象とした条例ではなく、産業全体の活性化を視野に入れた「(仮称) 産業振興基本条例」とすることが適当であると考ええる。

なお、議員提案により制定された「商店街における商業等の活性化に関する条例(平成16年12月7日条例第41号)」については、この条例の中にもその趣旨を包含させることが望ましいと考える。

2. 条例制定の必要性とその効果

杉並区がより質の高い住宅都市として発展していくためには、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、事業者や区民、区がそれぞれの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、相互に協力していく必要がある。このことを踏まえ、事業者、産業団体、区民、区が共通の認識を持ち、産業振興を総合的に推進することによって区民生活の向上と地域社会の発展に寄与するためには、区議会の議決を得た「条例」という形で、産業振興に関する基本的な事項を明らかにすることが必要であると考ええる。

本条例を制定することにより、施策の方向性、区や事業者の責務等が明らかにされ、多様な産業の担い手が、それぞれの役割を自覚し、それぞれがつながり合い、ひいては区内産業全体の発展を促すことができると考える。

また、産業の担い手である区内の事業者等は、地域経済を支える主体であり、産業は、地域社会と密接に関わりがある。区内の産業が活性化することで、物やサービスの質・量の向上のみならず、雇用の創出の機会ももたらされる。事業活動が持続的に展開されることにより、区民生活の向上と地域社会の発展につながっていくと考える。

3. 条例に盛り込むべき内容について

(1) 前文について

条例制定の趣旨を明確にし、共有していくために、前文を置く必要があると考える。

【前文の内容】

- 杉並区をより質の高い住宅都市として更に発展させていくためには、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目標に、事業者や区民、区がそれぞれの創意工夫と自助努力を尊重するとともに、相互に協力していく必要がある。
- 商業・工業・農業といった枠組みを超えた横のつながりを意識した事業を展開することで、既存の産業にとられない事業者の発展を支援していく。
- 産業の持つ多面的な機能と魅力を将来に伝え、更に発展させていくことは私たちの責務である。

(2) 条例の目的

- 産業が区民生活や地域社会に重要な役割を果たしていることを踏まえ、産業振興に関する基本的な事項を規定することにより、産業の振興を総合的に推進し、区民生活の向上と地域社会の発展に寄与する。

(3) 基本方針・施策の方向性

基本方針

- 事業者の創意工夫と自助努力をもとに、区、事業者、産業団体、区民が協力し、総合的なまちづくりの観点から産業の振興を推進していく。

施策の方向性

- 住環境と調和のとれた都市型産業の推進を図る。
- 区内産業の付加価値を高める取組を進めるなど、区内製品の需要を拡大させる仕組みづくりを推進する。
- 生活にうるおいや豊かさを与える生活支援拠点としての商店街づくりを進める。
- 安全、安心、安らぎなどの多様な機能を備えた都市農地の保全に努める。
- 地産地消の推進や需要拡大により、都市農業の振興を図る。
- 地域資源を発掘・活用・発信するとともに、にぎわいの創出により、地域経済の活性化を推進する。
- 産業団体の活動を促進するため、団体への加入促進と組織の強化を図る。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、健康で働くことのできる環境の整備を推進する。
- 区民の安定的就労を促進する。
- 地域が抱える課題を多面的にとらえなおし、地域活性化の視点でまちづくりを総合的に推進する。

(4) 事業者等の責務

- 事業者及び産業団体は、自らが地域社会を構成する一員としての社会的責任があるとともに、区内産業の担い手であることを自覚し、地域活動に対して応分の負担を行うなど、地域社会との調和をはかり、その発展に寄与する。
- 事業者及び産業団体は、他の事業者等と相互に連携し、情報交換・情報共有を行い、事業の発展と地域経済の活性化に努める。
- 事業者は、自らの創意工夫と自助努力により経営基盤の強化や人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努める。
- 事業者は、産業団体が地域経済に果たす役割を理解し、産業団体への加入等により地域経済の基盤強化に資するよう努めなければならない。

(5) 区の責務

- 産業団体への加入促進と組織強化を図るため、産業団体加入者への優遇措置を設ける。
- 地域の活性化や区民の利便性向上に意欲を持って取り組む事業者・団体について、その目的が達成できるよう適切な支援を行う。
- 区内産業の実態把握に努め、産業振興に関する計画を定める。

(6) 区民の理解と協力

- 自らの消費行動が地域経済の活性化に寄与することを理解し、区内製品の消費を積極的に進め、産業の振興に協力する。